

協会員に対する処分及び勧告について

2024 年 3 月 21 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記**○ 株式会社 S B I 証券****1. 事実関係**

○取引所金融商品市場における上場金融商品の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場金融商品に係る買付けの受託等をする行為

当社執行役員兼機関投資家営業部長及び I F A ビジネス部（当時）管掌執行役員らは、2020 年 12 月から 2021 年 9 月までの間において、その業務に関し、新規上場の際の株式公募に当たり当社が引受主幹事会社を務めた 3 銘柄の新規上場株式について、当該株式の初値を公募価格以上に変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定（以下「変動等」という。）させるために、エクイティ・キャピタル・マーケット部（当時）管掌常務取締役や執行役員と相談し、上場日当日の寄付前までに出て来ると予想される売付注文数に見合う買付注文数を目標として設定するなどした上で、当社の香港現地法人の社員（機関投資家営業部員が兼務）及び I F A ビジネス部員等に対し、顧客に公募価格と同価格の指値で当該株式の買付けを行うことを勧誘し、各銘柄の上場日当日の寄付前までに当該買付注文を受託するよう、各銘柄の上場日の遅くとも二営業日前までにかけて指示又は依頼を行った。

これを受け、当該 I F A ビジネス部員は、当社を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者に対して上記指示の内容を依頼し、上記指示又は依頼を受けた香港現地法人の社員及び金融商品仲介業者 3 社は、顧客に対し、公募価格と同価格の指値で当該株式の買付けを行うことを勧誘した。

これにより、当社は、顧客（機関投資家 9 社及び一般投資家 174 者）から、当該株式の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、

各銘柄の上場日当日の寄付前までに公募価格を指値とした買付注文（3銘柄合計 225 万 6600 株）を直接又は当社の香港現地法人経由で受託・執行した。

2. 法令等適用

上記 1. の行為は、金融商品取引法第 38 条第 9 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 20 号に違反するものと認められる。

したがって、上記 1. について、定款第 28 条第 1 項第 3 号及び同項第 4 号に該当すると認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、株式会社 S B I 証券に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

（1）定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 1 億円

（2）定款第 29 条の規定に基づく勧告

① 本件に関して、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、本件に係る根本的な発生原因の分析に基づき、経営管理態勢及び内部管理態勢（不公正取引を防止する態勢を含む。）の強化を含む実効性のある業務改善計画を着実に実施・定着させること。

② 上記について、その実施状況を書面で報告すること。

4. その他

当社は、本件について、2024 年 1 月 12 日、業務停止命令（2024 年 1 月 12 日から同月 18 日までの間、新規株式公開（IPO）銘柄に関し、勧誘を伴う上場日における売買の受託業務の停止）及び業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（Tel. 03-6665-6778）